

幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので主な内容をお知らせします。

1 法人町民税

平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から法人税割の税率を次のとおり引き下げます。

区 分	改正前	改正後
法人税割の税率	14.7 %	12.1 %

2 軽自動車税

自動車関係税制の見直しに伴い、軽自動車税の負担水準の適正化を図るため軽自動車税を改正します。

(1) 原動機付自転車、2 輪車、小型特殊自動車など税率を次のとおり引き上げ、平成 27 年度分から適用します。

車 種 区 分		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc 以下	1,000円	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	1,200円	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2 輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)		2,400円	3,600円
2 輪の小型自動車 (250cc 超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,000円

(2) 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けたもの (新規取得の新車) の税率を次のとおり引き上げ、平成 27 年度分から適用します。

車 種 区 分			改正前	改正後
4 輪以上	乗用のもの	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用のもの	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円
3 輪			3,100円	3,900円

※ 平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けたものの税率は、(3) の重課税の適用になるまで改正前の税率となります。